

山賀協ニュース

No. 15 - 1



発行者 山梨県貿易振興協議会
事務局 山梨県産業交流課内
〒400-8501甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1550 Fax 055-223-1534
URL <http://www.eps1.comlink.ne.jp/~boueki/>

平成15年度 通常総会を開催

J E T R Oへの加盟、セミナーの開催など事業計画を承認

総会

平成15年6月24日古名屋ホテルにおいて平成15年度通常総会を開催しました。

総会では、昨年度の事業報告及び会計報告、今年度の事業計画及び予算が承認されました。

今年度の計画としては、ジェットロ（日本貿易振興会）への協議会としての加盟や、セミナーの開催などの事業計画について積極的な意見が出ました。理事会の複数回開催といった新たな意見も出され、協議会のさらなる活性化に関する意見もありました。

また、新たな入会者が2社（総会后にさらに3社）ありました。



平成15年度の主な事業

貿易振興事業

- ・セミナー等の開催
- ・啓発活動の展開
- ・JETRO加盟

調査研究事業

- ・貿易関連事業についての研修
- ・県内の税関組織の充実についての調査・研究

販路拡大事業

- ・貿易フェアの開催
- ・国際見本市への参加
- ・その他催しへの参加

組織活性化事業

- ・活動活性化・組織の拡充
- ・会員増加のための事業の拡充

J E T R O加盟については後半で詳しく説明。

情報交換会

総会終了後、貿易関連事業者情報交換会を行いました。前半は、2名の方から最近の貿易情報について講演いただきました。講演要旨は次のとおりです。（ピーターマウントフォード氏の講演内容は「ピーターの目」に掲載。）

- 重症急性呼吸器症候群（SARS）について -
山梨県福祉保健部 健康増進課
衛生指導監 水谷 均様

昨年は衛生薬務課で薬の関係を担当をしていました。ちょうど昨今の頃は、中国の痩せ薬（ダイエット食品）の件であたふたしていました。世界をあげて SARS の対策に取り組んだ結

【主な内容】

1p 通常総会を開催
2p ピーターの目

3p 税関山梨派出所情報
4p JETROに加盟しました！



果、最近は少し鎮圧化していると思えます。SARS は単に、保健衛生・公衆衛生の問題だけではなく、特に皆様方にとっては、経済的な打撃を受けて大変な思いをなさった方もいることでしょう。情報がかなり氾濫していて、「非常

に危険だ」とか、「そうでもない」とか。色々なところからインターネット等で情報も載せていますし、県からも情報を出しています。皆様も NEWS や新聞等からの情報で、基本的な知識はおありだと思います。

本日の資料も国立感染症研究所 感染症情報センターのホームページから引用しています。

SARS はインフルエンザと症状が似ているので、診察をしてインフルエンザにかかっているか SARS には感染していないという除外診断するのが現状。ウィルスを検査する方法も見つかってきてはいますが、まだ精度が高くないのではっきり言うことができない。世界をあげて検査方法を研究している最中。今徐々に収まりつつあるなかで、新聞等では「冬場はどうなるんだ」などとも書かれています。コロナウィルスは風邪のウィルスの仲間なのでどうしても冬になるとウィルスが活発になる性質を持っています。コロナウィルスがこれから寒くなる南半球の方に出かけて、秋になり冬になりまた戻ってくるのか・・・？そしてそのときにインフルエンザの流行がくれば、インフルエンザなのか SARS なのか分からないなどという恐れがある。今は徐々に鎮圧化しているとは言っても、冬に向けた対策を考えていかなければならない。

SARS は下火になってきてホッとしてはいませんが、まだまだ安心できない状況にある。少なくともあと 1 年ぐらいは十分な対策を講じておかないといけないと思う。皆様方も、現在伝播地域である中国、台湾などが伝播地域からどんどん外れれば、これからはもっと交流が深まっていくと思う。SARS をきちんと理解したうえで行動していただければいいのでは。SARS の情報は健康増進課のホームページにも載せてあるし、厚生労働省や国立感染症研究所にとんでいくこともできます。常に最新の情報をチェックしていただけるとありがたい。

ピーターの目

山梨貿易相談センターアドバイザー
ピーター・マウントフォード

=== 最近の貿易相談から ===

最近の貿易相談で印象に残ることは新規の貿易についてです。輸出と輸入、両方の相談があり、輸出は主に海外から本県の特徴ある製品の発注、または中国人の人脈によるものです。また、代表的な輸入相談は価格競争に迫られている企業からです。昔は、日本が資源のない国であることから「製品を輸出をしなければ」とよく言われていましたが、現在は、価格競争に巻き込まれて「輸入をしなければ生き残れない」という企業が多いでしょう。

「貿易は信用に基づいている」と私は説明します。つまり、貿易契約があっても、何かのトラブルが起きたら、小さい企業は国際法律弁護士を雇うお金の余裕がないので、実際は交渉でトラブルを解決する道しかありません。したがって、取引相手の信用は貿易に重要なポイントとなります。

欧米では、ビジネスダイレクトリーで企業沿革を引くこと、銀行への信用照会状を書くことができます。しかし、アジア、特に中国、では経済発展が近年のことで、欧米社会と異なっていることもあり、こういう調査方法の適応は限られています。

自分の目を活用することも大事です。相手の施設は発注量の生産能力を持っていますか。品質管理は十分行っていますか。そして、周りのインフラ、配電、水道、道路などは整備されていますか。というのは、海外に日本の「常識」を一緒に持っていくことができません。

事前のチェックに加え、貿易を始めてからのことを考える必要もあります。出荷延滞、支払い遅れ、品質問題などが生じたら、自分の企業にどんな影響を与えるのでしょうか。全てのリスクを視野に入れ考えて下さい。

最後にお問い合わせがあります。貿易相談センターはよく知られていませんので、みなさんの知り合いの中で貿易を始めようとしている方がいましたら、貿易相談センターの利用を勧めて下さい。



税関山梨派出所情報



外国から郵便で品物が送られてきた場合に税関手続きはどうするの？

前は、郵便を利用して品物を外国へ送る場合の税関手続きについて説明しました。今回は、外国から郵便で品物が送られてきた場合の税関手続きについて説明します。

外国から送られてきた郵便物は、信書を除くすべてのものが税関検査の対象となります。税関検査は、税関の外郵出張所が置かれている郵便局で行われます。

検査の結果、郵便物の流れはその内容により、次のようになります。

郵便物に税金がかからない場合は、配達郵便局から受取人に直接郵便物が配達されます。関税など税金の合計額が1万円以下の場合、あるいは1万円を超え30万円以下で受取人が配達を希望する場合は、税関外郵出張所から郵便局を経由して「国際郵便物課税通知書」及び「納付書」とともに、郵便物が直接配達されますので、税金と郵便局の取扱手数料を一緒に納付すればその場で郵便物を受け取ることができます。

その他の場合は、「国際郵便物課税通知書」は送付されますが、郵便物及び納付書は配達されません。この場合、課税通知書の下欄の配達郵便局日付印欄に押印されている郵便局へ行き、税金と郵便局の取扱手数料を一緒に窓口で納付すれば、その場で郵便物を受け取ることができます。

これとは別に税関外郵出張所から「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」という「はがき」が送られてくることがあります。これは、郵便物の「品物の内容、価格などが不明確な場合」・「その品物の輸入について、輸入貿易管理令、植物防疫法、薬事法などの規定により、所管する省庁の許可・承認等を必要とする場合」・「別送品、寄贈品などで減免税の対象になると思われる場合」などに郵便物の受取人あてに送付されます。

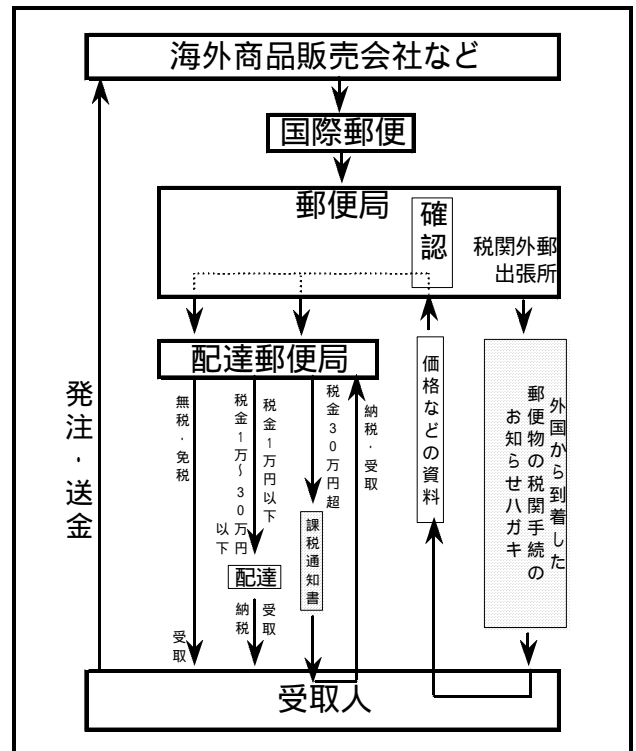
この「お知らせ」が手元に届いたときには、

よく読んでください。その際、「連絡事項」欄に記載されている内容により、

品物の内容、価格が不明とある場合は、仕入書など内容、価格が明らかになる資料を、輸入貿易管理令等の許可・承認等が必要とある場合は、それぞれの所管省庁で必要な手続きを取り、その許可書または承認書等を、別送品であるかどうかの確認とある場合で、別送品である場合は入国時に税関に提出して確認印を受けた別送品申告書を、

「お知らせ」を送達した税関外郵出張所に郵送するか、直接提出してください。

また、寄贈品、再輸入品である場合は、その旨を連絡してください。



なお、課税通知書に記載された税額などについての疑問は、税金を納付する前に通知書に記載された税関外郵出張所へ申し出てください。

また、一定の期間内に引き取られないと差出人に返送されることがありますので早めに手続を行ってください。

今回は、課税の方法や輸入が規制されている品物などについて説明します。

東京税関山梨政令派出所

055-253-1281

J E T R O に加盟しました！

- J E T R O メンバース制度をご活用ください！！ -

山梨県貿易振興協議会は、J E T R O メンバースに加盟しました。

メンバーズの概要は次のとおりです。

必要な情報がありましたら、事務局にご連絡下さい。

1. ビジネスに役立つ各種出版物をいち早くお届けします。
通商弘報（日刊）・・・ジェットロが取材・分析した海外ビジネスの速報紙。
ジェットロセンサー（月刊）・・・海外のビジネス・トレンド情報が満載です。
ジェットロ貿易白書、ジェットロ投資白書、NIPPON、THE WORLD、アジア主要都市投資コスト比較、その他各種調査資料
2. ジェットロの海外事務所を活用しあなたの情報収集をお手伝いします。
ジェットロアドバイザーが貿易・投資に関するご相談を随時受け付けます。また、国内になくても海外で簡単に入手できる情報であれば、ジェットロ海外事務所を通じて無料で収集、ご提供します。（内容によっては有料となる場合もあります。）
3. 海外出張の際にジェットロ海外事務所現地事情等をご説明します。
海外のご出張の際には、現地での資料提供、ブリーフィングなどをお引受けします。ご出発の2週間前までにお申し込み下さい。
4. 会員限定講演会にご招待します。
会員の皆様を対象に、専門家を講師としたタイムリーなテーマの講演会（無料）を開催します。
5. 会員ホームページに企業情報が掲載できます。
会員の皆様の企業情報を無料でご紹介しています。さらに貴社ホームページとのリンクも可能です。
6. 会員専用ホームページをご覧いただけます。
会員講演会情報や通商公示のタイトルリスト等、お役に立つ情報をご紹介します。会員の方にはのみ ID とパスワードをご連絡します。
7. 各種料金割引がご利用いただけます。
ジェットロライブラリーでのコピー、ジェットロ出版物の購入、信用調査、有料講演会等について料金割引が受けられます。

事務局には J E T R O 発行の各種貿易情報紙（ジェットロセンサー、通商弘報など）やメールマガジンなどが続々届いています。

詳しくは、J E T R O ホームページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/top-j/>